

医療機関・薬局に設置されている顔認証付きカードリーダーでも  
電子証明書の有効期限のアラートが表示されます

有効期限

顔認証付き  
カードリーダーの画面

マイナ保険証利用について

3カ月前

マイナ保険証  
使える



有効期限の3カ月前時点から有効期限まで、通知が表示されます。

証明書の有効期限が3カ月以内となっています。市区町村の窓口で更新手続きをお願いします。

次に進む



マイナ保険証で受診できます。

電子証明書の有効期限の2～3カ月前を目途に、「有効期限通知書」の封書が届きます。お住まいの市区町村窓口等で速やかに更新手続きをお願いします。

POINT

電子証明書の更新手続きは「3カ月前」から可能です。



▲有効期限通知書の封筒

期限切れ翌日

マイナ保険証  
使える



有効期限切れの旨と、更新のお願いが表示されます。

電子証明書の有効期限が切れているため、資格情報のみ当機関に提供します。

お早めに市区町村の窓口で電子証明書を更新してください。

次に進む



POINT

電子証明書の有効期限切れから3カ月間は(※1)引き続きマイナ保険証で受診できます。

ただし、保険資格情報の提供のみで、診療情報・薬剤情報等の提供はできません。速やかに再発行手続きをしてください。

(※1 有効期限満了日が属する月の月末から3カ月間)



「マイナ保険証の利用登録」は自動的に解除されます。

3カ月後

マイナ保険証  
使えない



3カ月を過ぎると健康保険証としても使えなくなります。

電子証明書が失効しています。

マイナンバーカードを取り出し、受付窓口までお越しください。

証明書の更新は、市区町村の窓口で手続きが必要です。



有効期限切れから3カ月間経過後は、マイナ保険証の利用ができません。

お住まいの市区町村窓口等で速やかに再発行手続きをお願いします。



再発行手続き後、ご自身で、再度、「マイナ保険証の利用登録」が必要です。

マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178**

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間(年末年始を除く) 平日:9時30分～20時00分 土日祝:9時30分～17時30分

マイナ保険証の  
メリット等  
について



ひと、くらし、みらいのために  
**厚生労働省**  
Ministry of Health, Labour and Welfare